ACSES ニュースレター_２０２３号（2021 年 1 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・旭川医大、院長を解任　学長の発言漏らし「混乱招いた」／学内からは「理不尽な解任」　旭川医大、院長は漏洩否定〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・バスマットから考えるアスベスト問題　「静かな時限爆弾」が身近に潜む脅威　石綿が規制をすり抜けた内幕はバスマットから考えるアスベスト問題〈新聞報道〉
・「静かな時限爆弾」が身近に潜む脅威　石綿が規制をすり抜けた内幕は
・住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等について、意見後の動きを追加しました。〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 11 号）〈官報〉
・在宅酸素療法における火気の取扱いについて〈厚生労働省〉
・発電機や炭での一酸化炭素中毒に注意〈国民生活センター〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原発止めないための「核燃料サイクル」議論　虚構の国策〈新聞報道〉
・初の核実験でがん発生 1 千例増〈Web 報道〉
[大災害対策]
・災害警戒区域立地の保育所 43%　「移転なし」が千市区町村〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 12 号）〈官報〉
[4] ダイオキシン含む除草剤　　15 道県の山中に 26 トン　林野庁使用〈新聞報道〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 188 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 189 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 190 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇生鮮食品の鮮度をアプリで表示 食品ロス削減の効果検証へ〈放送報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　1 件

満作（マンサク）

［8］その他省庁発表　　１件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　９件
［10］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：11 件　　◇その他：４件
［付録］
◇在宅酸素療法における火気の取扱いについて〈厚生労働省〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・旭川医大、院長を解任　学長の発言漏らし「混乱招いた」
＜朝日新聞　2021 年 1 月 26 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP1T6GQSP1TIIPE018.html?iref=pc_extlink

国立の旭川医科大学（北海道旭川市、吉田晃敏学長）が、付属の旭川医科大学病院の古川博之院長を解任したことが 25 日、わかった。院長は昨年 12 月の朝日新聞の取材に、市内の吉田病院で新型コロナウイルスの大規模なクラスター（感染者集団）が発生した際、吉田学長が同病院からの患者の受け入れを許可せず、「『受け入れるなら、代わりにお前がやめろ』と言われた」などと証言していた。

複数の関係者が朝日新聞の取材に明らかにした。同大は 25 日夕の全学説明会で解任について説明したという。理由は、学内の会議の内容を外部に漏らしたためなどとされる。古川院長はこうした事実を否定したが、結果として院長職を解かれたという。

吉田学長を巡っては、クラスターが発生した吉田病院について昨年 11 月の学内の会議で「コロナを完全になくすためには、あの病院が完全になくなるしかない、ということ」などと発言したとされる。文春オンラインが昨年 12 月に発言を音声データとともに報じ、旭川医大は発言の事実を認め、吉田学長名で「不適切な発言だった」などと釈明するコメントを出した。

関係者によると、大学側は、古川院長がこの会議の内容を漏らしたと指摘したという。昨年 12 月に朝日新聞の取材に吉田学長の発言を証言したほか、他の報道機関の取材に応じたことも、病院の業務を混乱させたとし、解任の理由としたという。

文部科学省はこれまでの吉田学…

・学内からは「理不尽な解任」　旭川医大、院長は漏洩否定
＜朝日新聞　2021 年 1 月 26 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP1T6V77P1TIIPE00T.html?iref=comtop_7_02

旭川医科大学（北海道旭川市、吉田晃敏学長）が、付属の旭川医科大学病院の古川博之院長を解任したことが 25 日明らかになった。旭川市では昨年 11 月、吉田病院で新型コロナウイルスの大規模なクラスター（感染者集団）が発生するなど医療体制が逼迫（ひっぱく）。そうした中、吉田学長は同病院について学内の会議で不適切な発言をしたことが問題になった。今回の解任は、こうした会議の内容を外部に漏らしたことなどが理由とされるが、古川院長は漏洩（ろうえい）を否定している。

複数の関係者によると、旭川医大では 25 日夕、職員らが参加する全学説明会が開かれ、同日付での古川院長の解任が発表された。説明会では役員と大学の顧問弁護士が解任の経緯と理由を説明し、最後に吉田学長が一連の問題を陳謝したという。解任理由については、学内の会議の情報を外部に漏らした、などと説明したという。

旭川医大では昨年 11 月以降、新型コロナへの対応を巡って問題が相次いだ。

昨年 11 月 6 日、市内の吉田病院で大規模なクラスターが発生し、旭川医大病院を含む市内の病院が対応に追われるなか、吉田学長は同 17 日の学内の会議で「コロナを完全になくすためには、あの病院（吉田病院）が完全になくなるしかない、ということ」などと発言したとされる。

この発言は 12 月に文春オンラインが報じ、旭川医大は発言の事実を認め、吉田学長は「不適切な発言であったと深く反省しています」などと釈明した。

さらに吉田学長は昨年 11 月、吉田病院からのコロナ患者受け入れを「許可しない」と発言したとされる。古川院長が朝日新聞の取材に対してこうした発言を証言し、吉田学長が「受け入れてもいいが、代わりにお前がやめろ」と話したとも明かした。

古川院長は朝日新聞のほか、他の報道機関にも吉田学長とのやり取りを明らかにしていた。関係者によると、大学側はこうした対応を問題視し、古川院長が情報漏洩（ろうえい）を否定したにもかかわらず、院長職を解任すると通告したという。

院長「事実を話しただけ」

旭川市では昨年 11 月、大規模なクラスターが吉田病院と基幹病院の旭川厚生病院などで発生。吉田病院には市の要請で自衛隊が派遣され、厚生病院は一時、医療機関では国内最大規模のクラスターとなった。旭川医大病院を含む他の基幹病院は患者受け入れなどの対応に追われ、「医療崩壊」の瀬戸際に立たされた。

そうした中、古川院長は各病院…

◇***事故、事件の続報***

・バスマットから考えるアスベスト問題

「静かな時限爆弾」が身近に潜む脅威　石綿が規制をすり抜けた内幕は

＜毎日新聞　2021 年 1 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210124/k00/00m/040/075000c

昨年 12 月以降、大手ホームセンターで販売されていた珪藻土（けいそうど）のバスマットやコースターから強い発がん性のあるアスベスト（石綿）が相次いで確認された。身近にある日用品から突如として判明したため大きな関心を呼んでいるが、一連のケースは、私たちが暮らす社会に潜んでいる石綿の脅威のごく一部が偶然に可視化されたに過ぎない。背景に横たわる実態はより深刻だ。これまで石綿を巡る問題を継続して取材してきた記者が、バスマット問題を入り口に、3 回に分けてこの問題の本質に迫る。初回は、石綿を含んだ製品が規制をすり抜けて販売された内幕について――。

大手ホームセンター「カインズ」は昨年 12 月、2018 年 5 月以降に販売された珪藻土のバスマットやコースター、せっけんトレーなど計約 29 万点について基準値を超える石綿が含まれている可能性があるとして、回収を発表。「ニトリ」も 16 年以降に販売した同種製品約 355 万点の回収を決めた。いずれの製品も破損すれば石綿が飛散する恐れがあり、両社は使用中止を呼び掛けている。今年に入ってからは、100 円ショップでも同様の問題が見つかった。

判明のきっかけは「ふるさと納税」

今回、石綿の含有が確認されたバスマットなどは、現在の国の規制の下で「石綿は含まれていない」として流通していた。では、なぜこのタイミングで見つかったのか。それは決して、国が規制を強化したからでも、大手ホームセンターが率先して調査したからでもない。きっかけは、ある自治体の「ふるさと納税」だった。

大阪府貝塚市は 16 年、市内の木工所が製造した、珪藻土が素材として使われたバスマットとコースターをふるさと納税の返礼品にすると決めた。珪藻という藻類の一種が堆積（たいせき）してできた珪藻土は、吸水性や吸湿性に優れているため、00 年代中ごろからバスマットなどに利用され始め、徐々に人気が高まっていた。貝塚市によると、珪藻土入りのバスマットやコースターを返礼品に加えたのは貝塚市が全国の自治体で初めてだったこともあり、16 年の開始から 20 年 2 月までにバスマット約 1 万 5000 枚、コースター約 2500 枚が出荷される「ヒット商品」となっていた。

事態が変わったのは 20 年初め。木工所がバスマットなどの材料にした成形板の余りを廃棄しようとしたところ、ごみ回収業者から石綿が含まれていないか調査するように求められたのだ。地中から産出される珪藻土そのものには、石綿はほとんど含まれていないとされる。つまり、珪藻土自体に石綿の危険性が潜んでいるわけではない。

しかし成形板には、珪藻土以外にほかの素材も混ぜられており、製造過程で石綿の混入が疑われるケースがある。

市によると、木工所の調査結果では、国の規定である質量あたり０・1%を超える石綿は検出されなかったという。このバスマットが一般の市販品だったら、「石綿は含まれていない」としてそのまま流通し続けていただろう。ところが、ふるさと納税の返礼品になっていたこれらの製品は、ここで終わらなかった。

「ヒット商品」調べてみると……

ふるさと納税は、住んでいる自治体とは別の自治体に寄付をして、そのお礼として地元の特産品などの返礼品を受け取れる仕組みだ。利用者にとっては、あたかも自治体が商品を取り扱っているように見えるため、自治体には利用者から商品に対するクレームが頻繁に寄せられる。

そこで市は、木工所の検査の後に、「返礼品を扱う自治体として、慎重に対応すべきだ」として独自で再検査をすることにした。すると、…

・住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等について、意見後の動きを追加しました。

＜消費者庁　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・**労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 11 号）**

［官報］　令和 3 年 1 月 26 日　号外　第 17 号　1～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126g00017/20210126g000170001f.html

〇厚生労働省令第 11 号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び第五号並びに第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 1 月 26 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する

改　正　後	改　正　前
第四十六条の十七　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条に規定する柔道整復師が行う事業	**第四十六条の十七**　法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設）
第四十六条の十八　法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの 七　アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの	**第四十六条の十八**　法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～五　（略） （新設） （新設）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

―改正の要点―

別表第５（第 23 条関係）

労災保険法施行規則　第 46 条の 17 第８号の事業：第２種特別加入保険料率の新設
第 46 条の 18 第６号の作業：第２種特別加入保険料率の新設
第 46 条の 18 第７号の作業：第２種特別加入保険料率の新設

（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第三条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

―「改正前」及び「改選後」が併記されているが、「改正後」のみ掲載―

（傍線部分は改正部分）

第十七条　法第三十五条第一項の承認を受けている団体に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者（以下この条及び第十九条において「一人親方等」という。）に対する第三条から第五条の二まで及び第十五条の規定の適用については、前条第五号から第七号まで及び次の各号に定めるところによる。

一～四　（略）

五　前条第二号の規定は、一人親方等に係る特別支給金の支給の事由について準用する。この場合において、労災則第四十六条の十七第一号又は第三号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由による」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「業務上の事由又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、労災則第四十六条の十八第一号又は第三号に掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業による又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業により又は複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により」と読み替えるものとし、<u>労災則第四十六条の十八第二号又は第四号から第七号まで</u>に掲げる作業に従事する者に関しては、前条第二号中「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤による」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由若しくは通勤により」とあるのは「当該作業、複数事業労働者の二以上の事業の業務要因とする事由若しくは通勤により」と読み替えるものとする。

六・七　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

・<u>在宅酸素療法における火気の取扱いについて</u>

（平成 22 年１月 15 日（令和３年１月 22 日「３．重篤な健康被害事例について」更新））

＜厚生労働省　2021 年１月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15_1.html

＊この対策について、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを作成いたしました。　--→ *末尾［付録］*

・<u>発電機や炭での一酸化炭素中毒に注意</u>

＜国民生活センター　2021 年１月 12 日＞

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen383.html

内容

・一酸化炭素（CO）は、無色・無臭で気が付きにくい人体に有毒な気体です。最悪の場合、死に至ることもあります。

・発電機の排気ガスで一酸化炭素の中毒事故も起きています。屋内や、車庫などの風通しの悪い閉鎖された空間で使用するのは絶対にやめましょう。
・木炭・練炭などの炭の燃焼でも一酸化炭素が発生します。屋内で使用する場合は、十分に換気をしましょう。
・ガスの不完全燃焼などによる一酸化炭素中毒の事故もあります。こまめな換気を心がけましょう。
・一酸化炭素を感知し、危険を知らせる「住宅用ガス・CO 警報器」を設置するのも事故を防ぐ手段として有効です。

[参考]

住宅で起きる一酸化炭素中毒事故に注意！

＜東京消防庁＞　https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/201411/co.html

一酸化炭素は、無色・無臭で気が付きにくく、人体に有毒な気体です。濃度によっては、死に至る危険性があることから、十分な注意が必要です。

換気不足による一酸化炭素中毒事故が発生しています！

事故防止のポイント

≪十分な換気を行う≫

十分な換気により、室内の一酸化炭素濃度が下がることから、火気設備・器具を使用の際は換気扇の使用や、定期的に窓を開けるなどして換気を十分に行いましょう。

また、火気設備・器具を使用中に、少しでも異常を感じたら使用を中止するとともに、十分な換気を行いましょう。

≪定期的な点検と清掃を行う≫

不完全燃焼が起こると一酸化炭素が発生することから、火気設備・器具の定期的な点検と清掃を行いましょう。

≪使用方法を守る≫

発動発電機やバーベキュー用こんろなど、屋外での使用が想定されている火気器具等は、屋内では使用しないなど、火気設備・器具の使用方法を守りましょう。

≪その他≫

一酸化炭素は、無色・無臭で気が付きにくい気体です。一酸化炭素を感知する警報器を設置することも早期発見に有効です。

一酸化炭素の性質と危険性等

一酸化炭素は、無色・無臭で、水に溶けにくく、アルカリ水溶液やエタノールに溶ける可燃性の気体です。

また、火災、爆発事故及び湯沸し器、練炭等の不完全燃焼の際に発生します。

ヘモグロビンとの親和性は、酸素の約２００倍といわれており、肺に取り込まれた空気中に一酸化炭素が含まれていた場合、ヘモグロビンの多くが一酸化炭素と結合し、酸素と結合できない状態となります。この結果、体内に酸素が行き渡らない状態となり、いわゆる内部窒息と呼ばれる状態となって毒性を発揮し、死に至る場合もあります。

参考文献：火災便覧第４版 日本火災学会編

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・原発止めないための「核燃料サイクル」議論　虚構の国策

＜朝日新聞　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1S7SN5P1GULBJ01P.html

原発の使用済み燃料からプルトニウムを取り出して再利用する「核燃料サイクル政策」は、東京電力福島第一原発事故後の 10 年間で、破綻（はたん）の度合いを深めた。だが、サイクル推進を掲げ続けないと原発が止まってしまう構造は変わらない。国も電力会社も地元自治体も、「虚構」の国策から抜け出せずにいる。

昨年 10 月 21 日、首相官邸 4 階の大会議室で 10 年ぶりの会合が開かれた。「核燃料サイクル協議会」。関連施設が集中する青森県の三村申吾知事と加藤勝信官房長官ら関係閣僚が顔をあわせ、意見を交わす場だ。互いに確認したのは、福島の事故の 4 カ月前にあった前回と変わらぬ「サイクルの推進」だった。長く途絶えていた会議を

再開した理由を問われた加藤氏は「進展が見られたから」と強調した。
「進展」とは、日本原燃六ケ所再処理工場が 7 月に原子力規制委員会から新規制基準に基づく許可を得たことだ。稼働に向けて一歩進んだことは確かだが、完成予定はすでに当初計画から 25 年も遅れている。
それでも「進展」を演出するしかない事情がある。
再処理工場はプルトニウムを取…

・初の核実験でがん発生 1 千例増
＜共同通信　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.47news.jp/news/5761419.html
米国が 1945 年、ニューメキシコ州の「トリニティ・サイト」で実施した人類史上初の核実験を巡り、当時の住民のがんの発生は放射性降下物被ばくの影響で最大約 1 千例増えたと見積もられることが、25 日までの米国立がん研究所の分析で分かった。

[大災害対策]
・災害警戒区域立地の保育所 43%　「移転なし」が千市区町村
＜共同通信　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.47news.jp/5760112.html
全国の認可保育所など約 3 万 4500 カ所のうち、43%となる約 1 万 4700 カ所が津波・洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地していることが 24 日、共同通信の自治体アンケートで分かった。一方、これらの地域に立地する保育施設があるものの、東日本大震災以降、防災のために移転した施設はないと答えた自治体は約千市区町村だった。
保育所の全国的な立地状況が明らかになるのは初めて。移転困難な要因として用地取得や財政面の課題を挙げる自治体が目立った。各地で甚大な自然災害が頻発し、南海トラフや首都直下などの巨大地震が予想される中、子どもの命を守る環境整備が急務となる。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vf0KoAYKDADwfBY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00210.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 24 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16269.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 25 日版）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4v_8IogQIDgLtbhY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 24 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vf0KoAYKDADvDBY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16302.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ytfUCqA4CBAjnFBY

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ 世界の感染者 9936 万人 死者 213 万人（26 日午前 3 時）
＜NHK　2021 年 1 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210126/k10012833081000.html
・米感染者 2500 万人超す　死者は 41 万人超　いずれも世界最多
＜毎日新聞　2021 年 1 月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210125/k00/00m/030/016000c
・国内感染、週３万５０００人増　死者５９５人増、累計５０００人超―新型コロナ
＜時事通信　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021012500276&g=soc
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する Q&A（水際対策の抜本的強化）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-ufk0pAIOCAT0SBY
・「医療機関の支援」更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ytfUCqA4CBAj5dBY
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン、高齢者にクーポン発送　3 月中旬以降　厚労省
＜毎日新聞　2021 年 1 月 26 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210125/k00/00m/040/180000c
・モデルナワクチン　英・南アの変異にも効果
＜NNN　2021 年 1 月 26 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/01/25/10809969.html
・新型コロナ 生活習慣と症状悪化の関係 神奈川県が調査へ
＜NHK　2021 年 1 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012831511000.html
・ワクチン副反応の専門機関、全都道府県に確保…厚労省方針
＜読売新聞　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210124-OYT1T50032/
・ワクチン集団接種、失ったノウハウ　自治体が苦慮
＜日経新聞　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOFB2296P0S1A120C2000000
・接種時の医師確保、8 割が懸念　都道府県庁所在地の自治体調査
＜共同通信　2021 年 1 月 23 日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/5756545.html
・新型コロナ禍で露呈「感染管理認定看護師」の不足深刻　地域間の格差も問題に
＜京都新聞　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/476939

◇大学等関係

・相次ぐ大学入試の方法変更　頭抱える受験生
＜産経ニュース　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210124/lif2101240031-n1.html

２月から本格化する国公私立大の個別入試について、文部科学省は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で試験方法などに変更があった大学をまとめ、同省のホームページ（ＨＰ）で公表した。情報は今月１５日現在で変更があったのは７０大学。ただ、その後も試験中止を公表する大学などが出ており、同省が出願開始後は変更を控えるよう求める通知を出す事態となっている。

同省が公表したリストでは、大学ごとに変更内容を確認できる。面接試験がオンライン方式に変更されるケースが目立ち、ほかに試験会場や出題範囲の変更、追試日程の新設など内容は多岐に及んでいる。

中には公立の山口東京理科大（山口県）のように個別試験自体を中止とした大学もみられた。同大は大学入学共通テストの成績で合否判定を行う。

一方、２０日のリスト公表後も２１日に宇都宮大（宇都宮市）が学力検査の中止を公表。さらに信州大の一部学部や広島大などが今後の感染状況によっては、共通テストの成績のみで選抜する可能性を予告した。

ただ、既に多くの私立大は出願が始まり、国公立大の個別試験（２次試験）も２５日から願書受け付けを始める。そのため、文科省は「大きな変更は受験生に多大な不利益を与える恐れがある」として、出願開始後の大きな変更は原則として控えるよう求めた。変更が相次ぐ中、受験生には各大学のＨＰで最新の情報を確認するよう呼びかけている。

■共通テストで合否判定、試験を午後のみに…

新型コロナウイルスが各大学による個別入試の通常実施に暗い影を落としている。個別試験を中止して大学入学共通テストの成績による合否判定としたり、受験生が日帰りできるよう試験を午後のみとしたりするなど、実施方法を変更する大学が相次いでいる。今後も影響は広がる恐れがあり、受験生は最後まで情報収集を強いられそうだ。

「１月１４日に栃木県内で緊急事態宣言が出たことを踏まえ、受験生の健康と安全を守ることを最優先に考えた」

２月２５日の前期日程と３月１２日の後期日程のいずれも個別の学力検査を中止とした宇都宮大。アドミッションセンター事務室の渡辺文彦事務室長は中止の理由をそう説明した。代わりに共通テストの成績などで合否判定を実施し、その際には重視する教科・科目を学部ごとの方針に合わせて調整、評価するという。

今月２５日に出願開始を控える中での変更に「直前の決定となって申し訳ない」（渡辺事務室長）と陳謝したが、受験生らの混乱は必至だ。

東京芸術大（東京都）は音楽学部の複数学科で予定していた副科（専攻以外に履修する楽器など）のピアノ試験を中止とした。担当者によると、複数の部屋で実施するものの、１台のピアノを数十人が入れ代わり立ち代わり弾くことになる上、１人ごとに消毒作業を行う必要がある。「日程の都合上、難しい。それに密集が生じやすい」と説明した。

一方、東京外国語大（同）は遠方から来る受験生が日帰りできるように、全ての試験科目を午後に実施することにした。その影響で、午前から午後に繰り下げた外国語の試験時間は１５０分から９０分に短縮。問題数は減るが、３００点満点の配点は変わらない。担当者によると、例年、受験生の６割が１都３県から来ているが、今回の措置で日帰り可能な受験生は８割程度になる見込みという。

個別試験をめぐっては、昨年３月に新型コロナの影響で北海道大などが実施を取りやめた。平成２３年３月には東日本大震災の影響で多くの東北や関東の国公立大なども中止となった。

ただ、過去はいずれも私立大入試の多くが終わり、国公立大も受験者数が少ない後期日程の時期だった。今回、前期日程や私立大の個別試験で中止が相次げば影響は大きい。

北大の入試担当者は「都道府県をまたぐ移動の規制などが強化されれば、実施は再検討する必要がある。ただ、頑張ってきた受験生たちのためにも、このまま前後期日程とも何とか予定通りにやりたい」と話す。

文科省の担当者は実施の可否について「より急速に感染状況が悪化した場合は（国としての対応が）どうなるか分からないが、現時点では試験をやるということ」と強調した。

・通学の機会喪失、平均5.5カ月　ユネスコが集計、コロナ流行１年

＜共同通信　2021年1月24日＞　https://www.47news.jp/lifestyle-interest/5759200.html

---

◇「Go Toトラベル」感染者増加に影響か 京都大学のグループ発表

＜NHK　2021年1月25日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012831381000.html

政府の観光需要の喚起策「Go Toトラベル」が始まった去年7月、旅行に関連した新型コロナウイルスの感染者が増えていて、キャンペーンが当初の段階で影響した可能性があるとする研究論文を京都大学のグループが発表しました。

これは京都大学の西浦博教授らのグループが国際的な医学雑誌「ジャーナルオブクリニカルメディシン」に発表しました。

グループは、去年5月から8月にかけて24の県から報告された新型コロナウイルスの感染者およそ4000人を分

析し、およそ20%が、発症前に旅行していたり旅行者と接触したりするなど旅行関連とみられる感染者だったということです。
そして、期間ごとの発生率を比較する手法で詳しく分析した結果、「Go To トラベル」が始まった去年7月22日からの5日間では旅行に関連した感染者は127人で、発生率は前の週の5日間と比べて1.44倍に高くなっていたことが分かったということです。
さらに、旅行の目的を観光に限定すると、発生率は前の週の5日間の2.62倍になっていました。
論文では、地域によって公開情報に差があることなどから、今回の分析だけでは「Go To トラベル」が感染拡大につながったかどうかを決めることはできないものの、少なくとも初期の段階では感染の増加に影響した可能性があるとしていて、グループでは今後、感染の抑制と経済活動の回復のバランスが取れた政策を探るためにも、さらに科学的な証拠が必要だとしています。

◇マスコミ報道　見出し

・“ふだん会わない人と接触”でコロナ感染拡大 政府の報告会
＜NHK　2021年1月25日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012832801000.html?utm_int=detail_contents_news-related_006

・新型コロナ感染リスク下げる「常時換気」　対策の目安や換気扇の使い方とは
＜京都新聞　2021年1月23日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/475887

・新型コロナ 生活習慣と症状悪化の関係 神奈川県が調査へ
＜NHK　2021年1月25日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012831511000.html

・新型コロナ 自宅療養中の死亡相次ぐ 救急車の要請ためらう人も
＜NHK　2021年1月25日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012831491000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

****

[3] 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第12号）

［官報］　令和3年1月26日　号外　第17号　4～5頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126g00017/20210126g000170004f.html

○厚生労働省令第12号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年1月26日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前

附　則 （測定等に関する経過措置） **第二条**　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次項及び次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。 ２　前項の期間内における新規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十九号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。 **第三条**　新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 ２　新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和五年三月三十一日までの間は、同条第七項の規定は、適用しない	附　則 （測定等に関する経過措置） **第二条**　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。 （新設） **第三条**　新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 （新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一

（略）	
特定化学物質障害予防規則	（略）
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録　（新設）
	第三十八条の二十一第八項の規定

（略）	
特定化学物質障害予防規則	（略）
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録
	（新設）
	（新設）

	による記録
	（略）
（略）	
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	第六条の四第三項の規定による記録
	第十八条の規定による記録
	（略）
（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
特定化学物質障害予防規則	（略）
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録
	第三十八条の二十一第七項の規定による記録　（新設）
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
	（略）
（略）	
粉じん障害防止規則	第六条の四第三項の規定による記録
	第十八条の規定による記録
	（略）
（略）	

	（略）
（略）	
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	（新設）
	第十八条の規定による記録
	（略）
（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
特定化学物質障害予防規則	（略）
	第三十八条の十九第十九号の規定による記録
	（新設）
	（新設）
	（略）
（略）	
粉じん障害防止規則	（新設）
	第十八条の規定による記録
	（略）
（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

****

[4] ダイオキシン含む除草剤　　15 道県の山中に 26 トン　林野庁使用

＜朝日新聞　2021 年 1 月 25 日＞

猛毒のダイオキシンをふくむ除草剤約26トンが、15道県42市町村の山中に半世紀前から埋められたままになっていることが、林野庁への取材でわかった。うち12道県20市町村の約18トンは、林野庁の通達と異なる方法で出先機関が埋めたままという。林野庁は地域の安全に問題はないとしているが、近年は豪雨などで土砂崩れが相次いでおり、岩手県や福岡市などは除草剤の流出などを懸念して、撤去を求めている。

除草剤は「2・4・5T系」という種類。

林野庁はかつて国有林の植林時にこの除草剤を使っていた。ネズミの研究で胎児の奇形が指摘されたことなどから、1971年に使用を中止。6割余りはメーカーに返還したが、残った分は処分法がないとして、17道県50市町村の国有林に埋めたと説明している。

埋設方法について林野庁は当時の営林局に対し、除草剤と土、セメントを混ぜてコンクリート塊にし、厚さ1㍍以上の土をかぶせることや、できる限り水源から離すよう通達していた。

その後、コンクリで固めず埋めるなど通達と異なる方法が愛媛県内で取られていたことが愛媛大学の調査などで判明。各地で類似ケースが判明し、一部は撤去された。林野庁の通達前に各地の営林局が独自に埋めたケース

が多かったという。国会でも取り上げられ問題になった。

林野庁は「安全な無害他方法か確立されず、掘りだす際に飛散も懸念される」と説明。林野庁の専門家委員会は「地域住民の生活に及ぼす影響はない」としている。現在、年2回の目視による点検のほか、大雨や地震の後に異常がないと確認しているという。

だが、一部の自治体は「記録的な豪雨が全国で多発している」(福岡市)として撤去を求めている。71年当時の埋設担当者で、のちに林野庁長官を務めた塚本隆久氏(85)は取材に「誤って使用される恐れもあり、埋めて処分することにした。安全面で万全を期したつもりだったが、豪雨や地震の危険性は十分に考慮していなかった」と話した。

林野庁が通達した除草剤を固める方法は土とセメントによるコンクリ化。だが、阪田憲次・岡山大学名誉教授（コンクリート工学）は「砂利ではなく土を使っている時点でコンクリとすら呼べない。極めてずさん」と指摘している。

埋設箇所の42市町村と埋設量　　―省略―

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 188 号）

［官報］ 令和 3 年 1 月 26 日　本紙　第 419 号　1～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126h00419/20210126h004190001f.html

肥料の登録の有効期間更新 150 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 189 号）

［官報］ 令和 3 年 1 月 26 日　本紙　第 419 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126h00419/20210126h004190004f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更５件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 190 号）

［官報］ 令和 3 年 1 月 26 日　本紙　第 419 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126h00419/20210126h004190005f.html

肥料の登録失効４件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇生鮮食品の鮮度をアプリで表示 食品ロス削減の効果検証へ

＜NHK　2021 年 1 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210125/k10012831411000.html

野菜や果物といった生鮮食品の鮮度などをスマートフォンのアプリで表示して、ネットスーパーで販売する実験が始まりました。販売価格は鮮度に応じて変動し、経済産業省などは、いわゆる「食品ロス」の削減につながるか検証することにしています。

この実験は、経済産業省が大手スーパーのイトーヨーカ堂などと協力して今月 20 日から始めました。

野菜や果物などの生鮮食品に産地や流通経路が分かる「電子タグ」と呼ばれる機器と温度や湿度の計測器が取り付けられ、そこから得られる情報を基に鮮度を管理します。

消費者は、スマートフォンのアプリで鮮度などを確認しながら商品を注文します。

販売価格は鮮度に応じて変動する仕組みで、商品が自宅に届いたあとも鮮度などを確認できることから、流通から消費の段階で、いわゆる「食品ロス」の削減につながるか検証することにしています。

実験に参加した女性は「鮮度を数値で見られようになったことで、鮮度が落ちてきたら使わなければいけないという意識を持つようになります」と話していました。

経済産業省消費・流通政策課の伊藤政道 課長は「生鮮食品に電子タグを活用することで、自宅や店舗でそのデータを見られるようになる。こうした取り組みが食品ロスの削減に効果があるのか検証したい」と話していました。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業」の公募について

＜文部科学省　2021 年 1 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyyacwruN5Ix9bM

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第 191 号）

［官報］　令和 3 年 1 月 26 日　号外　第 17 号　7～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210126/20210126g00017/20210126g000170007f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和２年度第１回化学物質審議会・産業構造審議会製造産業分科会第８回化学物質政策小委員会合同会合

２月１日 、オンライン開催

＜経済産業省　2021 年 1 月 25 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37125

1. 化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について
2. 化学物質審議会の審議状況等についての報告

・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会・審査分科会合同会議（第８回）の開催について

２月３日 、Web 会議

＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109018.html

（１）医学的判定の状況等について

（２）石綿健康被害判定業務の ICT 化推進事業について

（３）事例検討について

（４）その他

・第 136 回労働政策審議会安全衛生分科会　　２月１日、オンライン

＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vf0KoAYKDADu7BY

（１）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（２）事業場における労働者の健康保持増進のための指針の改正について

（３）これからのテレワークでの働き方に関する検討会報告書について

（４）医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめについて

（５）職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会中間取りまとめについて

（６）その他

・中央環境審議会土壌農薬部会バイオレメディエーション小委員会（第７回）及び産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ（第 12 回）　　２月３日

＜経済産業省　2021 年 1 月 25 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37145

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に関する浄化事業計画の審議

・中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会（第６回）の開催について　　２月１日

＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109015.html

（１）第９次水質総量削減の在り方について

（２）その他

・中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会(第 10 回)について　　２月４日

＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/108975.html

（１）　水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しに係る第２次報告案について

（２）　その他

・第６回厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会　資料　　１月２６日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2sfEGrAoGAAziUBY
（１）保健所等における HIV・性感染症等抗体検査体制の在り方について
（２）その他
・持続可能な開発のための教育（ESD）円卓会議（令和２年度（第２回））の開催について
　　２月２日、オンライン
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109029.html
＜文部科学省　2021 年 1 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyyacwruN5Ix9bN
(1) ESD 国内実施計画の改定について（討議）　　(2) その他
・令和 2 年度ネット安全安心全国推進フォーラム　　2 月 16 日、オンライン
＜文部科学省　2021 年 1 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyyacwruN5Ix9bL
****
[10] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・富山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 38 例目）について
＜環境省　2021 年 1 月 23 日＞　http://www.env.go.jp/press/109062.html
・富山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 38 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2021 年 1 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210123.html
・富山県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 38 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210124.html
・宮崎県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について
＜環境省　2021 年 1 月 24 日＞　http://www.env.go.jp/press/109066.html
・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 39 例目）について
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109067.html
・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 39 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について
＜農林水産省　2021 年 1 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210124_2.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 39 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2021 年 1 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210125.html
・埼玉県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 26 例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109065.html
・香川県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 17 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109064.html
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109063.html
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥糞便及び環境試料（水）調査の結果について
＜環境省　2021 年 1 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/109059.html

◇***その他***
○「無給医」問題

・大学院生が「無給医」 労基署から是正勧告 日本医科大学
＜NHK　2021 年 1 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210126/k10012832961000.html
おととし、日本医科大学が診療に従事させていた大学院生 11 人に少なくとも 10 日間余りにわたって賃金を支払っていなかったことが確認されたとして、労働基準監督署から是正勧告を受けていたことが分かりました。大学病院などで診療にあたりながら給与が支払われない医師は「無給医」と呼ばれていて、このうち大学院生が労働者と認められたのは初めてと見られます。
是正勧告を受けたのは、東京・文京区にある日本医科大学です。
代理人の弁護士や大学によりますと、おととし 10 月下旬からの少なくとも 13 日間、付属病院で外来診療に従事させていた大学院生 11 人に賃金を支払っていなかったことが労働基準監督署の立ち入り調査で確認され、今月 21 日付けで是正勧告が行われたということです。
あわせて労働基準監督署は、過去 2 年間にさかのぼって診療の実態を調査したうえで、大学院生であっても業務内容を精査して、労働時間に該当する場合は賃金を支払うよう指導しました。
診療に従事していても、研究や自己研さんなどと見なされて給与が支払われない大学院生などは「無給医」と呼ばれ、国の調査では 2018 年 9 月の時点で全国 59 の大学病院に合わせて 2819 人存在していたことが確認されています。
担当した弁護士は「今回の勧告は大学院生を労働者と認めた全国で初めての判断と見られ、無給医の解消に向けた大きな一歩だ」としています。
一方、日本医科大学は、NHK の取材に対し「今年度からは適切な対応をとっており、現在は問題がないと考えている」とコメントしています。

・「無給医」巡り日本医科大に労基署が是正勧告　他の病院に影響も
＜毎日新聞　2021 年 1 月 26 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210125/k00/00m/040/212000c
　日本医科大付属病院（東京都文京区）が同大学に在籍する院生の医師に診療行為をさせながら、賃金を適切に支払っていなかったとして、東京労働局中央労働基準監督署から是正勧告されたことが判明した。日本労働弁護団によると、労働に見合った賃金が支払われない「無給医」について、労基署が是正勧告するのは初めてとみられる。無給医を巡っては、文部科学省が 2019 年に各地の大学病院に改善を求める指導をしており、今回の勧告は他の病院にも影響を与えそうだ。
　勧告は 1 月 20 日付。関係者によると、同労基署が日本医科大大学院生の勤務状況を調べたところ、…

・無給医 厚労省に改善求め要望書 “処遇変わらずコロナ診療も”
＜NHK　2021 年 1 月 16 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210116/k10012817511000.html?utm_int=detail_contents_news-related_001
大学病院などで診療に当たっているにもかかわらず、給与が支払われない「無給医」としての処遇が変わらず、新型コロナウイルスの診療も求められているとして、当事者の医師などが厚生労働省に対して改善を求め、要望書を提出しました。
要望書を提出したのは、都内の大学病院に所属する無給医の男性と、勤務医で作る労働組合「全国医師ユニオン」、そして「日本労働弁護団」の弁護士らです。
無給医は、大学病院などで診療に当たっているにもかかわらず、研究などの名目で受け取るべき給与が支払われていない若手の医師で、国がおととし、存在を初めて認め、その後の調査で全国 59 の大学病院に 2819 人の無給医が確認されました。
全国医師ユニオンなどによりますと、今も状況は改善されず、無給医が新型コロナウイルスの診療を求められるケースも報告されているということで、要望書では、厚生労働省に対し、無給医を労働者であると認めたうえで、医師からの訴えがあった場合、速やかに行政指導を行うことなどを求めました。
要望書を提出した医師によりますと、労働基準監督署に改善のための指導を訴えても 2 年以上放置されていると

いうことで、全国医師ユニオンの植山直人代表は「無給医は生計を成り立たせるためにアルバイトもしていて、過重労働が慢性化している。厚生労働省が中心になって速やかに対応すべきだ」と訴えました。

○科研費　外国資金に申告義務

中国の「千人計画」念頭、外国の研究資金に申告義務…すでに審査開始

＜読売新聞　2021 年１月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210125-OYT1T50048/

海外から研究者を集める中国の人材招致プロジェクト「千人計画」を念頭に、文部科学省は２０２１年度から、「科学研究費助成事業（科研費）」について、申請者が外国の研究資金を受けている場合は申告するよう義務づけた。研究の透明性を高めるとともに、研究者の海外活動の把握を進めるのが狙いだ。２１年度分の主な応募は締め切られ、既に審査が始まっている。

技術流出の懸念などを受け、政府は今年中に指針を設け、公的助成を受ける研究者に対し、外国資金の受け入れや海外での活動などについて原則開示を求める方針を固めている。国内最大の研究費である科研費について、文科省が一足早く対策を取り入れた形だ。

科研費は、日本の学術研究を幅広く支える補助金で、国内の大学や研究機関に所属する研究者（学生を除く）が対象。２０年度は応募１０万４１５８件のうち、２７・４％の２万８５６９件を採択し、継続分を含め約２２００億円を配分した。

文科省によると、科研費ではこれまで、特定の研究者に資金が集中するのを避けるため、国内の他の公的助成についても受給状況を申請時に申告させていたが、外国資金については把握する仕組みがなかった。

だが、軍事転用などの可能性もある高度な技術については、流出を懸念する各国が管理の強化に取り組んでいる。政府が昨年７月に閣議決定した「統合イノベーション戦略２０２０」でも、情報流出を防ぐため、研究の透明性を高める必要性が指摘された。

****

[付録]

◇在宅酸素療法における火気の取扱いについて　　*上記［1］関係*

（平成 22 年１月 15 日（令和３年１月 22 日「３．重篤な健康被害事例について」更新））

＜厚生労働省　2021 年１月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15_1.html

＊この対策について、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを作成いたしました。

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11125000-Iyakushokuhinkyoku-Anzentaisakuka/2r98520000003m2n.pdf

１．概要

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスです。このため、在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）については、その添付文書や取扱説明書等において、火気を近づけてはならない旨が記載されている他、酸素吸入時の火気の取扱いについて、一般社団法人日本産業・医療ガス協会がパンフレットや動画を作成・配布するなど、様々な注意喚起が実施されております。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しているため、改めて注意喚起を実施するものです。

なお、酸素濃縮装置等は適切に使用すれば安全な装置ですので、治療を受けている患者等へのご理解を宜しくお願いいたします。

２．在宅酸素療法を受けている患者やその家族等にご注意いただきたい事項

在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時の火気の取り扱い等について、以下の点を十分に理解して、酸素濃縮装置等をご使用下さい。

１）高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となります。

２）酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲２m以内には、火気を置かないで下さい。

特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないで下さい。

３）火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありませんので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入して下さい。

３．重篤な健康被害事例について（日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ（令和２年 11 月末時点））

火災事故原因別の分類（全 84 件の火災事故の原因別分類）　　―図：省略―

＊「その他」の中には、ストーブ、線香、台所、ろうそく等が含まれます。

＊「不明」の中には、出火場所が不明の事例も一部含まれます。

＊ 酸素供給装置が直接の火災原因となったことはありません。

No	発生年月日	場所	年齢(性別)	被害状況	原因(推定含)	厚労省 HP 掲載年月
1～80	平成 15 年～令和元年 8 月			死亡 75 件、重症 5 件	喫煙、漏電、ストーブ他	
81	令和 2 年 1 月	香川県	80 代(男)	死亡	電気ストーブ引火	令和 2 年 7 月
82	令和 2 年 3 月	埼玉県	80 代(男)	死亡	こたつから引火	令和 2 年 7 月
83	令和 2 年 7 月	千葉県	50 代（男）	死亡	（不明：煙草か）	令和 3 年 1 月
84	令和 2 年 7 月	兵庫県	80 代（女）	重症（火傷）	こたつからの出火	令和 3 年 1 月

４．その他

本対策に関連して、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、適切な注意喚起が継続的に実施されるよう、各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、医療機関への周知及び指導を依頼しております。

また、日本産業・医療ガス協会会長に対して、医師が在宅酸素療法を実施する患者やその家族等に対して本注意喚起を行うために必要な資材を提供するとともに、患者の居宅等を訪問する際に、販売店等からも注意を呼びかけるよう通知しております。（参考資料（１））

********** 以上 **********